

医薬監麻発 1212 第 3 号
令和 6 年 12 月 12 日

各都道府県薬務衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬局
監視指導・麻薬対策課長
（公印省略）

「大麻研究者の免許等について」の廃止について

大麻から製造された薬物による医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に基づく治験の実施に当たっての大麻研究者の免許等の取扱いについては、「大麻研究者の免許等について」（令和 4 年 2 月 7 日付け薬生監麻発 0207 第 1 号本職通知）において周知したところですが、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 84 号）の施行に伴い、本日以降、大麻研究者による治験を実施できなくなることから、当該通知を廃止することとします。

つきましては、御了知の上、関係者への十分な周知方御配慮願います。